令和７年度
富山県鳥獣保護区等位置図

富山県

注 意 事 項

(1) 狩猟者登録証の携帯及び呈示は義務づけられています。第一種銃猟、第二種銃猟の狩猟者登録者は銃砲所持許可証の携帯も忘れないこと。
(2) 狩猟者記章は胸部又は、帽子につけること。
(3) わな及び網には使用者の住所氏名、知事名、登録年度及び登録証番号を明記した金属製又は、プラスチック製の標識を付けること。
(4) 狩猟者が住所又は、氏名を変更した場合は、必ず２週間以内にその旨を所轄鳥獣林振興センター(富山県外在住の方は県庁自然保護課)に届け出ること。
(5) 狩猟者登録証、狩猟者記章を亡失したときは、遅滞なく交付を受けた行政庁に届け出ること。
(6) 鉄砲用火薬類を亡失又は、盗取されたときはその旨をただちに警察署に届け出ること。
(7) 狩猟者登録証は捕獲した鳥類の種類、捕獲場所(本位置図のメッシュ番号)を記入し、猟期が終った日から30日以内に交付を受けた行政庁に返納すること。
(8) 土地所有者等第三者の捕獲をおおかさいること。
公園、ゴルフ場など、鳥撃を捕獲していると、危険防止の面からも十分留意するとともに不法の権益をおかさないこと。なお、堰、樋その他開閉又は、作物のある土地などではその占有者等の承諾を得ること。
(9) 国有林野及び県有林野等で狩猟する場合は常時、作業員が仕事に従事している場合が多く、これらについては危険防止のうえからも十分注意する必要があるので、事前に責任者の承諾を得てから行動すること。
(10) 区域の表示については、平成16年10月以前の市町村名に基づくものが含まれています。

鳥獣保護区等区域解説

1．鳥獣保護区（国指定）

位置番号	名称および所在地	区域	期間
1	**北アルプス鳥獣保護区** (富山市・富山市・立山町・富山町・舟橋村) 7,462ha [特別保護地区3,729ha]	富山県下新川郡朝日町及び黒部市、魚津市、中新川郡立山町並びに富山市西宿川有峰地区を除いた区域。16ページ参照。54、55、101ページ参照。 上記区域のうち北アルプス特別保護地区内の区域を除いた区域。 上記区域のうち、北アルプス特別保護地区内の区域。富山市西宿地区森林計画区1ぱ50ページの森林組合区域並びにこれらの区域に介在する国有地及び民有地の区域。黒部湖の区域。	令和６年11月１日から 令和８年10月１日まで

2．鳥獣保護区（県指定）

位置番号	名称および所在地	区域	期間
2	**城山鳥獣保護区** (砺田町) 293ha	下新川郡砺田町地内(黒川村辺り)右岸を起点とし、同地から北北西500メートルの地点を見通し、さらに同地から西ノ島北東端に至り、同地から西ノ島沿ノ無野浦と相川上水源との交点に至り、同地から北東に向かい、当該鳥獣林(昭和49年度施行の国水勢第４心線)に至り、同地から大字宮崎地之字四ツ谷沢と字四ツ谷沢ノ谷との交点に至り、同地から、同地点から西南方、黒川村辺りの起点に至る。 上記区域のうち、富山県立自然公園内の区域。	平成29年11月１日から 令和８年10月１日まで
3	**大平鳥獣保護区** (砺田町) 2,274ha	下新川郡砺田町西部地内(黒川村辺り) 16ページ参照。	平成29年11月１日から 令和８年10月１日まで
4	**大笠鳥獣保護区** (南砺市) 1,653ha [特別保護地区238ha]	南砺市(旧上平村)西南部林道白森鉄塔管理道(約3.3)は北での鉄塔(約0.3)は北での鉄塔の区域。地籍森林計画中林班の内、ク、ケ、コ、サ、ヨ、ヨ、ヨ